

藤沢市エコライフ関連物品貸出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、藤沢市内における家庭部門の省エネルギー活動の啓発を目的として、市民に対するエコライフ関連物品の貸出しについて、必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、エコライフ関連物品は別表のとおりとする。

(貸出対象者)

第3条 エコライフ関連物品を借り受けることができるものは、市内に住所を有する個人とする。

(貸出対象者であることの確認)

第4条 前条に規定する貸出対象者であることについて、住所及び氏名の確認できるもの1点以上の提示を求めることにより確認する。

(貸出方法等)

第5条 エコライフ関連物品を借り受けようとする者は、藤沢市エコライフ関連物品貸出申請書兼承認通知書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、提出しなければならない。

2 エコライフ関連物品の貸出期間は、貸出日から起算して1か月以内とする。ただし、エコライフ関連物品を借り受けた者(以下「借受人」という。)が再度借受を希望するときは、再申請することができる。

3 エコライフ関連物品の貸出料金は無料とする。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、藤沢市エコライフ関連物品貸出申請書兼承認通知書(様式第1号)の写しを交付するものとする。

(貸与の承認取消し)

第6条 市長は、借受人が転出したとき又は目的外に使用したとき若しくは第三者に転貸したときは、その承認を取り消すことができる。

(管理)

第7条 借受人は、貸与されたエコライフ関連物品を細心の注意をもって取り扱うとともに維持管理し、使用に当たっての事故等については、自己の責任において処理するものとする。

(損害弁償)

第8条 市長は、借受人がエコライフ関連物品を故意にき損し又は滅失したときは、原状に復して返還させることができる。

(アンケートの提供)

第9条 借受人は、エコライフ関連物品の使用等に関するアンケート(様式第2号)を作成し、提出しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年3月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(別表)

物品名	用途	個数
簡易型電力量表示器	家電製品の使用電力量や二酸化炭素排出量の把握	100V用 9個
		200V用 7個
打ち水用柄杓・バケツ	二次利用水の有効活用、冷房機器の使用減少によるヒートアイランド現象緩和	柄杓(大) 15個
		柄杓(小) 15個
		バケツ 30個